

世子尚豊の、皇帝即位の慶賀のため王舅毛泰時等を遣わす執照（一六二九、一、二九）

琉球国中山王世子尚（豊）、登極を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・長史・使者・都通事等の官の毛泰時・蔡錦等を遣わし、咨を齎し表を捧げしむ。船隻に坐駕し、任土の方物の全光金鞘金起沙魚皮紋鞆腰刀二把・全光銀鞘銀起沙魚皮紋鞆腰刀二把・金缶一对共に重さ六十六兩六錢八分・銀缶一对共に重さ五十兩六錢正・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土苧布一百匹・泥金彩画帷屏一对・満面泥金扇五十把・満面泥銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇帝陛下に進奉す。復た、金粉匣一对共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七兩二錢一分・満面泥金扇二十把・満面泥銀扇二十把・細嫩漂白土苧布二十四匹・細嫩土蕉布二十四匹有り、中宮殿下に進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第十八号半印勘合執照を給し、存留通事林有材等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛泰時 人伴十三名

長史一員 蔡錦 人伴八名

使者一員 毛鳳威 人伴五名

都通事一員 金応元 人伴四名

存留在船使者二員 盛世佐 袁際昌 人伴四名

存留在船通事一員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 王和 禪治

梢水

右の執照は存留通事林有材等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎二年（一六二九）正月二十九日給す

執照

注\*対応する符文（二六二二）と方物の品名表記や人員に異同がある。

## 1-33-02

世子尚豊の、詔書をもたらしした指揮関邦基の帰朝を護送するため都通事鄭子廉等を遣わす執照（一六二九、三、一〇）

琉球国中山王世子尚（豊）、開読の事の為にす。

照得するに崇禎元年（一六二八）十月内、欽差の福州左衛指揮

使関（邦基）の詔書を齎捧して按臨し開読するを蒙る。事竣りて廻還するに、理として合に官を差わして護送すべし、等の因あり。此の為に特に都通事鄭子廉を遣わし、慣海の水梢一十名を帶領して奉詔の原船を向導し、幫同して任駕し護送し前来せしむ。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘合執照を給し本員役に付し、収執して前去せしむ。如し関津の巡哨の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭子廉 水梢九名

火長一名 福多

右の執照は都通事鄭子廉等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎二年（一六二九）三月初十日給す

執照

1-33-03

世子尚豊の、進貢のため正義大夫鄭俊等を遣わす執照

（一六三〇、一、一九）

琉球国中山王世子尚（豊）、進貢の事の為にす。

今、特に正義大夫・使者・通事等の官の鄭俊等を遣わし、咨を捧じ表を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運し、京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。今、仁字第二十二号半印勘合執照を給し、通事鄭子楽等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

赴京の

正義大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 馬如麟 人伴五名

通事一員 梁廷器 人伴四名

存留在船使者二員 毛纘賢 吳得榮 人伴四名

存留在船通事一員 鄭子楽 人伴二名

管船火長・直庫二名 葉茂 馬志

梢水 共に六十名

附搭の土夏布二百匹

注\*〔〇八一〇二〕を参照。